

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 21日

神戸市長 宛

提出者

住所 神戸市東灘区向洋町西5-7

氏名 伊藤ハム米久フーズ(株)六甲工場
工場長 大田充洋

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 078-857-9186

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 伊藤ハム米久フーズ株式会社 六甲工場

事業場の所在地 神戸市東灘区向洋町西5-7

計画期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 0911 部分肉・冷凍肉製造業

②事業の規模 製造品出荷額 558,480万円(令和5年度実績)

③従業員数 234人

④産業廃棄物の一連の処理の工程 別紙1(図-1)~(図-5)の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り。エコアクション21を認証取得しており、分別廃棄の周知徹底、廃棄物の処理委託に関する事項等、廃棄物の管理全般について、事務局であるES課が担当しています。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥とガラスくずも含めて別紙3のとおり	—
	排出量	汚泥とガラスくずも含めて別紙3のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 設備・機械のメンテナンスを行い、生産工程のロスを低減し、廃プラスチック、動植物性残さの廃棄量の抑制に努めました。また、動植物性残さの一部を飼料として搬出、有価物として売却することで産廃排出量を抑制しました。		
②計画	【目標】令和6年度		
	産業廃棄物の種類	汚泥とガラスくずも含めて別紙3のとおり	—
	排出量	汚泥とガラスくずも含めて別紙3のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き、上記対策を実施するとともに、廃プラスチック、金属くず等、分別を徹底し、有価物として売却できるものは売却していきます。また、動植物性残さの仕分けの精度を上げ、有価物として売却できる量を増やし、産廃排出量を削減します。 なお、令和6年度は生産量が前年度よりも大幅に増加する見込みであり、目標排出量としては、前年度比120%としました。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 工場内の産業廃棄物保管場所を廃プラスチック、動植物性残さ、汚泥、ガラスくず、金属くず類（有価物）の5区画に分け、各部署から発生する廃棄物を分別して保管しました。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き、工場内の保管場所を廃プラスチック、動植物性残さ、汚泥、ガラスくず、金属くず類（有価物）の5区画に分け、各部署から発生する廃棄物を分別して保管します。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用した産業廃棄物なし		
②計画	【目標】令和6年度		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用した産業廃棄物なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1594.2 t	— t
(これまでに実施した取組) 排水処理設備において、発生する汚泥は、自ら中間処理（脱水・減量）し、業者へ処分（堆肥化）を委託しています。高分子凝集剤の投入量を適切に調整し、脱水効率の向上に努めました。 【元高1645.2トン、中間処理後数量51.0トン（減少量1594.2トン）】			
②計画	【目標】令和6年度		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1913.0 t	— t
(今後実施する予定の取組) 引き続き、脱水効率の向上に努めるとともに、設備のメンテナンスを行っていきます。 なお、令和6年度は生産量が前年度よりも大幅に増加する見込みであり、目標排出量としては、前年度比120%としました。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	— t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋処分した産業廃棄物なし		
②計画	【目標】令和6年度		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	— t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋処分した産業廃棄物なし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3のとおり	—
	全処理委託量	別紙3のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3のとおり t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3のとおり t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 廃プラスチックは、可能な限り単純焼却は避け、ボイラー燃料としてサーマルリサイクルしました。また、動植物性残渣は、分別・仕分けをきちんと行い、その一部は飼料として搬出、有価物として売却しました。		

②計画	【目標】令和6年度		
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り	—
	全処理委託量	別紙3の通り t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙3の通り t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙3の通り t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙3の通り t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙3の通り t	— t
	(今後実施する予定の取組) 上記の取り組みを継続します。		

(第6面)

備考

1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。

2 当該年度の6月30日までに提出すること。

3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

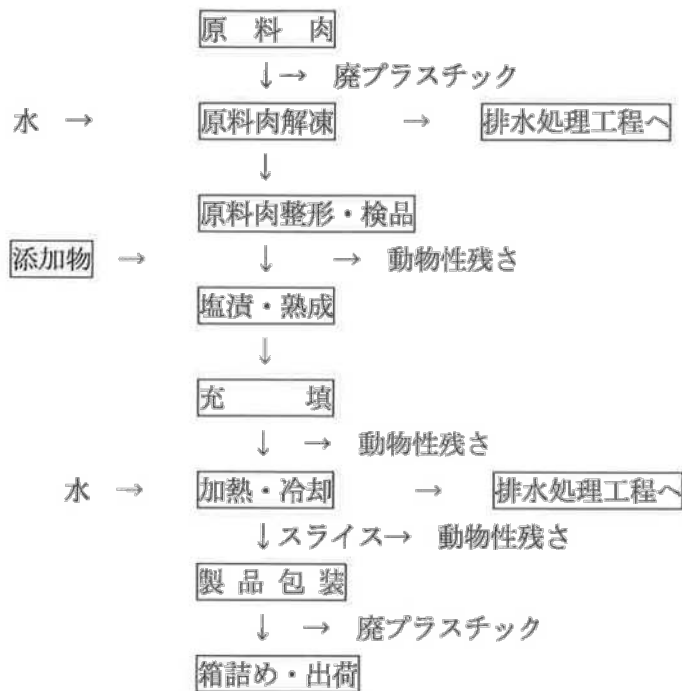
6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

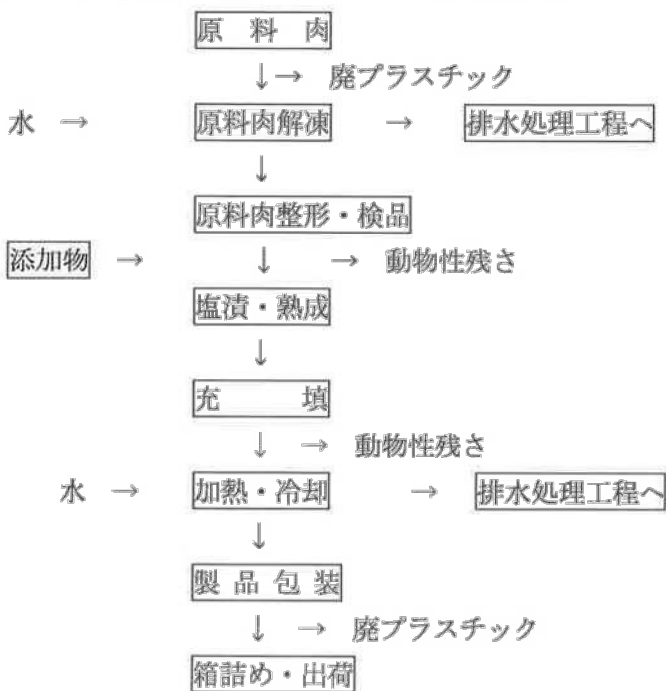
別紙 1

当該事業において現に行っている事業に関する事項
 ④産業廃棄物の一連の処理工程

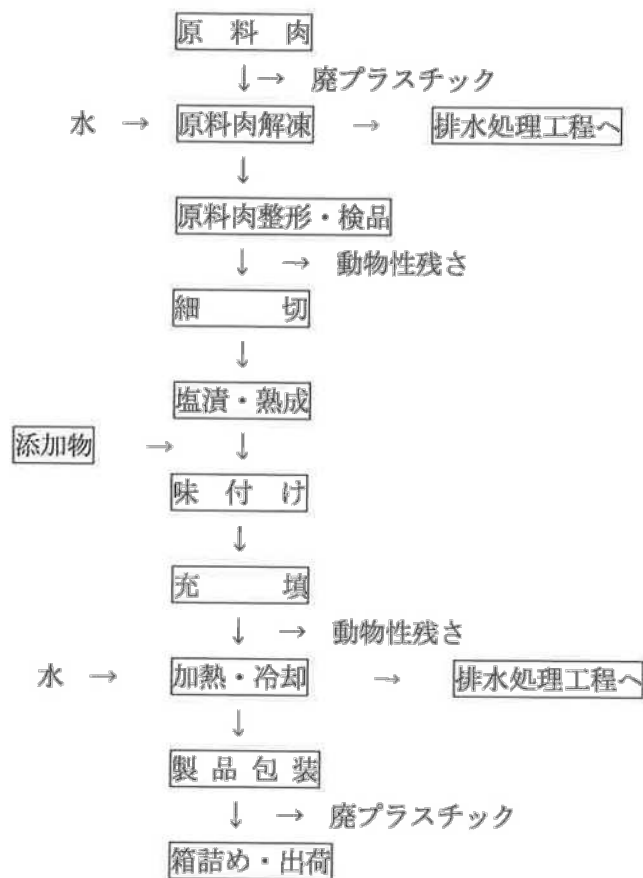
(図-1) スライスパック 産業廃棄物発生フローシート



(図-2) 1本物 産業廃棄物発生フローシート

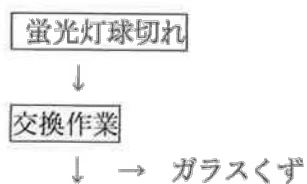


(図-3) ソーセージ 産業廃棄物発生フローシート



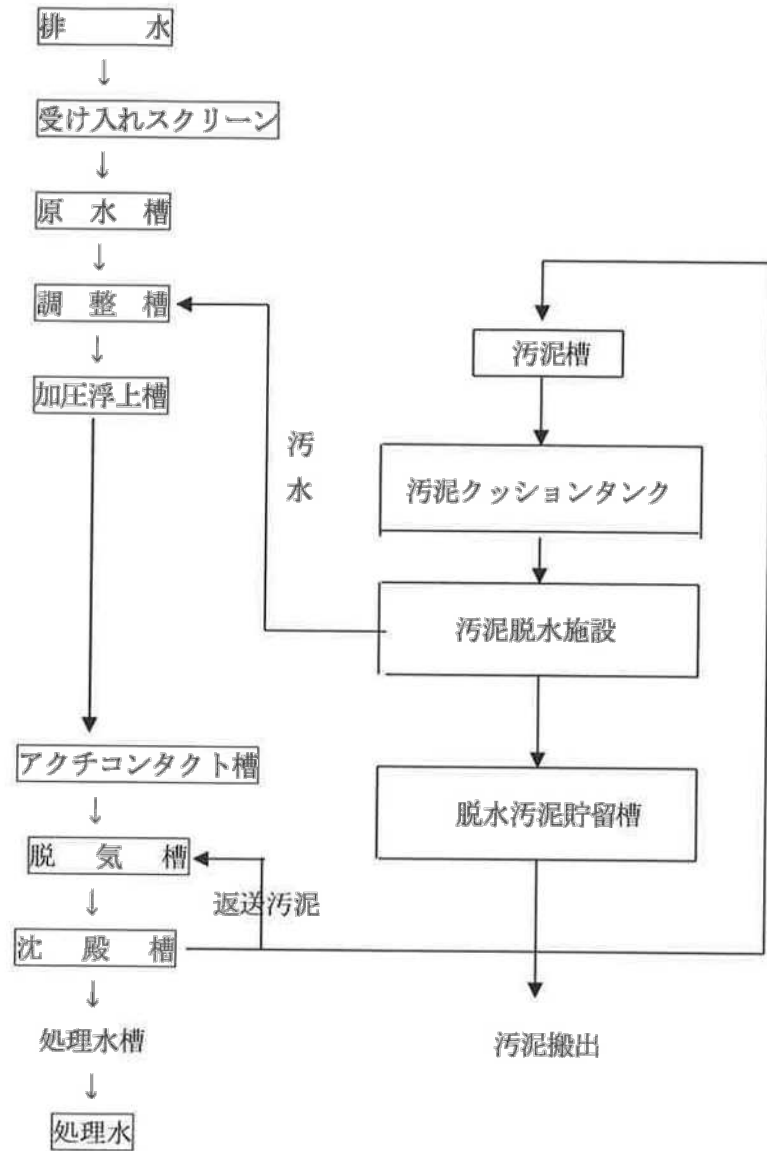
※図-1～3における「廃プラスチック」は業者に委託（選別・破碎・圧縮）し、RPF原料となる。「動物性残さ」は業者に委託（発酵）し、肥料となる。

(図-4) ガラスくず 産業廃棄物発生フローシート



※ガラスくずは業者に委託（破碎、再資源化）し、ガラス原料等になる。

(図-5) 汚泥排水処理フローシート

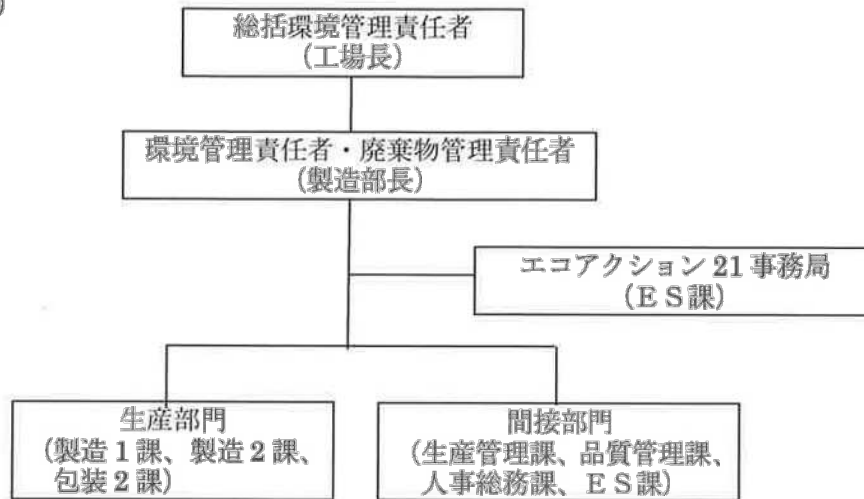


※汚泥は、業者に委託（石灰処理）し、肥料となる。

別紙 2

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の処理の委託に関する事項（①現状、②計画）

（① 現状、令和5年度実績）

単位：t

種類	廃プラスチック	動植物性残さ	汚泥	ガラスくず	合計
①全処理量	102.0	127.8	1645.2	0	1875.0
②優良処理認定業者への委託量	0	0	51.0	0	51.0
③再生処理業者への処理委託量	102.0	127.8	0	0	229.8
④認定熱回収業者への委託量	0	0	0	0	0
⑤認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

（② 計画、令和6年度計画）

単位：t

種類	廃プラスチック	動植物性残さ	汚泥	ガラスくず	合計
①全処理量	122.4	153.4	1974.2	0.2	2250.2
②優良処理認定業者への委託量	0	0	61.2	0	61.2
③再生処理業者への処理委託量	122.4	153.4	0	0.2	276.0
④認定熱回収業者への委託量	0	0	0	0	0
⑤認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

※令和6年度は生産量が前年度よりも大幅に増加する見込みであり、計画量として、前年度比120%を見込んでいます。